

## 宗像市立自由ヶ丘中学校父母教師会報奨規定

1. 学校行事及び部活動等において、学校に名誉をもたらし、多大な貢献を行った個人、または団体に対し報奨金を贈呈する。
2. 報奨金として、次の額を贈呈する。
  - (1) 個人 5,000円
  - (2) 団体 30,000円
3. 報奨金は特別会計より支払う。
4. この規定の執行は本部役員会で協議し、運営委員会で承認を受ける。
5. この規定に疑義が生じた場合、または特別な場合は、本部役員会で協議し運営委員会で承認を受ける。

(附 記)

この規定は、平成15年9月1日より実施する。